

第20回令和3年度日本茶インストラクター協会東京都支部総会  
〈令和4年3月19日(土)13:30開会 於:ZOOMによるオンラインにて開催〉

次 第

1. 開会 役員 河本倫臣を司会に選出、開会宣言
2. 支部長挨拶 石田公美
3. 総会成立確認  
日本茶インストラクター会員 総数 442 名／出席: 31 名  
／議長委任: 406 名  
／他委任: 1 名  
／総数: 438 名
4. 議長選出 支部長 石田公美を選出
5. 議事
  - (1) 第1号議案 令和3年度 事業報告
  - (2) 第2号議案 令和3年度 活動計算書報告
  - (3) 第3号議案 支部規約の一部改正について
  - (4) 第4号議案 令和4年度事業計画
  - (5) 第5号議案 令和4年度予算案
  - (6) その他
6. 議事録確認 出席者を代表し、二宮斉子(04-0844)、山本渉(09-2316)が  
オンラインにて議事録を確認し、相違ない旨宣言
7. 支部長挨拶 石田公美
8. 閉会

## 【第1号議案】

副支部長 椿谷美津子より令和3年度の事業報告があり、承認された。

令和3年度事業報告(令和3年2月1日～令和4年1月31日)

実施日	活動場所	イベント名
7月11日	オンライン	外国人対応プロジェクト『中国語オンライン勉強会』
8月1日	オンライン	外国人対応プロジェクト『英語オンライン勉強会』(入門編)
9月25日	オンライン	「茶畑だより」 ～茶畑からのLIVE配信 神奈川のお茶を深く知ろう～
1月23日	オンライン	特別講座 「～日本茶をより愉しむための～ 和食卓文化と季節の和食器&和菓子スタイリング」

# 【第2号議案】

会計 郡司智加子による令和3年度活動計算書報告に続き、  
監事 鈴木望により監査報告があり、承認された。

## 令和3年度活動計算書

(自) 令和3年2月1日 (至) 令和4年1月31日

収入 ¥1,742,261  
支出 ¥1,742,261

### 収入の部

[単位:円]

科目		金額	摘要
前年度繰越金		485,756	
支部活動費 ¥1,070,000	支部活動費	1,070,000	
	活動助成金	0	
事業費 ¥186,500	外国人対応プロジェクト勉強会(2回開催)	23,000	参加者負担収益
	オンラインセミナー「茶畑だより」	96,000	参加者負担収益
	オンラインセミナー「和食卓文化」	67,500	参加者負担収益
その他 ¥5	受取利息	5	三菱UFJ銀行
合計		1,742,261	

### 支出の部

科目		金額	摘要
管理費 ¥617,536	支部長活動費	30,000	
	役員活動費	108,000	
	HP維持費	90,492	
	通信費	250,894	
	振込・カード手数料	11,418	
	名刺・事務用品代	43,992	
	事務局環境整備費(迷惑メール対策、Wifi)	52,030	
	オンライン環境整備 (Zoom使用料,オンライン講座用備品購入)	30,710	研修用カメラ・マイク含
	その他		
会議費 ¥239,584	令和2年度総会	69,164	令和3年3月13日実施(リハ含む)
	令和3年度総会準備	58,900	令和4年3月19日実施予定 往復はがき代
	役員会	87,650	全7回実施 令和3年4月～実費交通費・会場
	新旧役員引継ぎ	23,870	
	その他会合		
事業費 ¥236,365	外国人対応プロジェクト勉強会(2回開催)	45,000	
	オンラインセミナー「茶畑だより」	109,593	
	オンラインセミナー「和食卓文化」	71,772	
	オンラインセミナー「東京のお茶屋さんに行く」	10,000	準備費用として
年度末精算	163,016		
次年度繰越金	485,760	総会他次年度活動費入金までの準備金	
合計		1,742,261	

以上の通りご報告いたします

日本茶インストラクター協会  
東京都支部長 石田 公美  
東京都支部会計 郡司 智加子

### 令和3年度会計監査報告

令和4年3月5日に会計を監査いたしました。

監事 鈴木望

## 【第3号議案】

支部役員 新井智久より報告があり、承認された。

### 東京都支部の規約一部見直しについて

令和4年3月19日付の同規約を以下のように改訂することを提案します。

提案1: 支部名称 日本茶インストラクターの法人名について見直す。

(1) 特定非営利活動法人の削除(「協会指示」に基づき決定)

(2) これに従い影響を受ける箇所

① 表題部

② (名称及び事務局) 第1条内の名称

※東京都支部 運営要綱の表題部と(趣旨) 第1条内の名称も同様

提案2: 規約の改訂版が分かりやすいように、改訂版数を第1頁の右肩に記す。

改訂部分には、これまで通り朱記にて表示する。

提案3: (会議) 第8条で示される会議を総会と役員会議に仕分ける。

提案4: (役員会議) を設け、役員会議の開催を支部長の他、役員が提起できるように

第8条を下記とする。それに伴い(総会) 部分も第9条として条文を変更。

第8条 役員会議は、支部長が支部の運営に必要とする時、及び役員からの提起があった場合に支部長が書面や電磁的方法などをもって招集し、且つ開催する。

(総会)

第9条 1. 総会は、毎年1回開催するものとする。

2. 会員の2分の1以上の要求があった場合も、支部長は総会を開催しなければならない。

提案5: 提案3と4に従い、条項番号(第9条～14条まで)が以降変更となる。

以上の改定を盛り込んだ東京都支部規約(案)を添付資料に示します。

No.1

## 日本茶インストラクター協会 東京都支部規約(案)

~~特定非営利活動法人~~ 日本茶インストラクター協会 東京都支部規約

No.2

(仮)令和4年3月19日(令和3年度総会)一部改正

(名称及び事務局)

第1条 この会の名称を、~~特定非営利活動法人~~ 日本茶インストラクター協会  
東京都支部(以下『**本会**』という。)と称し、事務局を東京都内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と連帯を図り、特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会(以下『**協会**』という。)と連携して、日本茶文化の発展と会員の社会的地位向上のために活動する。

(組織)

第3条 本会は、次の資格を有する者をもって組織する。  
協会が認定し、協会に登録した居住地が東京都在住の日本茶インストラクター、  
日本茶アドバイザー及び正会員。但し、議決権・被選挙権・選挙権は、日本茶インストラクターが有する。

(事業)

第4条 本会は、規約第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①茶文化の普及・啓発に関すること
- ②会員相互の連帯と協調に関すること
- ③会員の資質向上に関すること
- ④茶に関する情報の収集と提供に関すること
- ⑤日本茶インストラクター及び日本茶アドバイザー育成に関すること
- ⑥協会事業に関すること
- ⑦その他、会の目的を達成するために必要な事項(収益事業も含む)

(役員)

第5条 1. 本会に次の役員及び監事を置く

- ①支部長 1名
- ②副支部長 1名以上
- ③事務局 1名以上
- ④会計 1名以上
- ⑤監事 1名以上

2. 役員は、協会運営規程に基づき選任する。

3. 支部長及び他の役員(監事は除く)は役員の内選による。

4. 監事は、支部長が任命する。

5. 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の推薦を得て支部長が任命する。

(任期)

第6条 1. 役員の内任期については2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現職者の残任期間とする。

(職務権限)

- 第7条
1. 支部長は、本会を代表して会務を総理し会議の議長となる。
  2. 副支部長は、支部長を補佐し支部長事故あるときは、その職務を代理する。
  3. 事務局は、本会の事務を処理する。
  4. 会計は、本会の経理を処理する。
  5. 監事は、本会の業務及び経理を監査する。

No.3,4

(役員会議)

- 第8条
1. 本会の会議は、支部長が必要と認める場合、書面や電磁的方法などをもって招集し、且つ開催する。

役員会議は、支部長が支部の運営に必要とする時、及び役員からの提起があった場合に支部長が書面や電磁的方法などをもって招集し、且つ開催する。

2. 総会は、毎年1回開催するものとし、役員会は支部長が必要と認める場合その都度開催する。
3. 会員の2分の1以上の要求があった場合、支部長は会議を開催しなければならない。

(総会)

- 第9条
1. 総会は、毎年1回開催するものとする。
  2. 会員の2分の1以上の要求があった場合も、支部長は総会を開催しなければならない。

(総会の付議事項)

- 第10条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

No.5

- ①規約の制定、改廃に関する事項
- ②事業計画及び収支予算並びに事業実績及び収支決算
- ③役員を選任に関する事項
- ④会費の賦課徴収に関する事項
- ⑤その他、重要事項

(会議の運営)

- 第11条
1. 総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数をもって議決権を行使することが出来る。
  2. 会員は、総会において書面、及び電磁的方法、又は代理人をもって議決権を行使することが出来る。

(経費)

- 第12条 本会の経費は、会費及び助成金、寄付金、委託金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

- 第13条 本会の事業年度は、2月1日から翌年1月31日までとする。

(雑則)

第14条 本規約に定めない事項については、そのつど臨時総会、又は役員会で協議決定する。

付則

- ①この規約は、平成15年4月20日から施行する。
- ②設立当初の事業年度は、成立の日から平成16年1月31日までとする。
- ③一部改正 平成17年3月19日(16年度総会)
- ④一部改正 平成20年3月22日(19年度総会)
- ⑤一部改正 平成22年4月3日(21年度総会)
- ⑥一部改正 令和3年3月13日(令和2年度総会)
- ⑦一部改正 令和4年3月19日(令和3年度総会)

\*赤字の箇所が改正された箇所

## 【第4号議案】

副支部長 椿谷美津子より提案があり、承認された。

### 令和4年度事業計画(案)

《活動の指針》

- 1 日本茶文化の正しい理解と普及のため、会員の活動を活性化する。
- 2 会員の声を傾聴しながら各々が支部活動に参加しやすい環境を作り、会員相互の親睦を図る。
- 3 時代の潮流に沿って幅広い活動ができるよう、会員を支援する

《具体的活動》

- ・外国人対応プロジェクトの活動を継続し、充実を図る。
- ・「かごしま百円茶屋」を主催側と協力し継続する。
- ・会員の食育活動を支援する。
- ・会員の資質向上を図るため、研修会や勉強会等を開催する。
- ・外部団体からの依頼については諸般検討し、可能な範囲で協力する。
- ・会員から活動企画案を募集し、可能な限り支援する。

＜参考 令和4年度事業予定＞

2月20日 オンラインセミナー「東京のお茶屋さんへ聞く」～お茶の流通について学ぼう 〈開催済み〉  
3月19日 第20回令和3年度東京都支部オンライン総会  
9月～11月末 役員改選

10月 人形町てんてん祭 日本茶ブース出展※  
10～11月 六義園「日本茶文化講座」※

※社会情勢により変更になる可能性もあり

開催時期未定 外国人対応プロジェクト勉強会  
支部主催会員向け研修会  
食育関連事業

## 【第5号議案】

会計 郡司智加子より提案があり、承認された。

### 令和4年度予算(案)

(自) 令和4年2月1日 (至) 令和5年1月31日

#### 収入の部

[単位:円]

科 目	令和3年 予算額	令和3年決算額	令和4年 予算額	備 考
繰越金	485,756	485,756	485,760	
支部活動費	1,070,000	1,070,000	1,070,000	
支部活動助成金	0	0	0	
事業収入	555,000	186,500	505,000	
受取利息		5		
合 計	2,110,756	1,742,261	2,060,760	

#### 支出の部

[単位:円]

科 目	令和3年 予算額	令和3年決算額	令和4年 予算額	備 考
管理費	600,000	617,536	620,000	
会議費	305,000	239,584	305,000	
事業費	624,000	236,365	544,000	
年度末精算		163,016		
役員改選費			100,000	
予備費	581,756		491,760	
次期繰越金		485,760		
合 計	2,110,756	1,742,261	2,060,760	

## 【その他】

支部長 石田公美により監事が紹介された。同様に顧問を紹介し、その後監事、顧問より挨拶があった。

会計監事・顧問  
監事 鈴木 望(07-3939)  
顧問 桑原葉子(09-2300)



支部長 石田公美により下記担当が紹介され、各担当者から挨拶があった。

役員紹介

《副支部長》	椿谷美津子（兼 茶論活動報告担当） 河本倫臣
《事務局》	糸永知子
《会計》	郡司智加子
《百円茶屋担当》	齋藤昌子
《貸出道具担当》	赤井健吾
《貸出道具受付・食育担当》	城ノ下絵美
《外国人対応プロジェクト担当》	新井智久 川田能成

支部長 石田公美により外国人対応プロジェクトのチーフが紹介された。

外国人対応プロジェクトチーフ

英語担当 宮口香保里  
椿谷美津子

中国語担当 中里真理子

支部長 石田公美より


SNS交流の案を受け、オンライン交流会を今後検討しているのでご参加願いたい。

以上、議事の経過及び結果を明確にするため、本議事録を作成し、会員代表2名が次に署名・押印する。

（署名・押印はオンライン総会終了後、議事録郵送にて実施）

令和3年3月 23 日 日本茶インストラクター協会東京都支部

署名人氏名

二宮 斉子 

（認定番号 04-0844）

署名人氏名

山本 涉 

（認定番号 09-2316）